

農地法施行規則第 29 条届出書に添付する書類一覧表

太子町農業委員会

番号	添 付 書 類	留 意 点
1	土地の登記事項証明書 (全部事項証明、登記官の証明印がある原本に限る。) ※インターネット登記情報提供サービス等で登記内容を印刷したものは不可。副本はコピーでも可	① 届出土地の字名、地番、地目、面積等 ② 所有権の確認 (相続登記が未了の場合) ・ 相続登記終了後届出(原則)、相続人全員による共同届出又は特定人(単独)届出 ・ 被相続人の除籍謄本を追加添付 ・ 相続を証する書面(遺産分割協議書等)を追加添付 ③ 届出土地の取得年月日及び原因の確認
2	委任状	代理届出を行う場合
3	地籍図又は字限図	届出土地及びその付近の地番、地目、土地所有者及び耕作者を明示すること
4	位置図	届出土地の位置を明示した図面(1/50,000～1/10,000 程度)
5	見取図(住宅地図)	届出土地の周辺の市街化及び営農の状況を明示すること
6	事業計画図	① 以下について明示すること ・ 建築物(平面図等) ・ 進入路 ・ 用排水施設 ・ 届出地の利用計画
7	農振農用地区域外証明	町農政部局の証明(町 HP に申請書有)
以下は必要に応じて添付。		
1 2	住民票又は戸籍の附表	土地登記事項証明書に記載されている住所と届出人の住所が異なる場合
1 3	〈一部転用の場合〉 転用箇所及び転用面積が明確に分かる書面(求積図等)	次の点を確認する ① 転用箇所が明確に分かること ② 転用面積が明確に分かること
1 5	〈土地改良区内農地の場合〉 農地転用に関する意見書	土地改良区内にある農地を転用する場合 ※土地改良区が発行
1 6	その他参考となるべき書類	太子町農業委員会が必要と認めて提出を求めたもの

<注意事項>

※添付書類(土地の登記事項証明書や字限図等)の有効期限は、原則発行後 3 ヶ月以内となります。

※添付書類は原則原本又は原本証明されたものに限りします。